



全社協・地域福祉部 News File No.53

令和2年12月17日号
社会福祉法人 全国社会福祉協議会
地域福祉部/全国ボランティア・市民活動振興センター
<https://www.zcwvc.net/>

今号のトピック

未来の豊かな“つながり”アクション

- 地域活動の事例集を作成し、住民の皆様のヒントに
(東京都・港区社会福祉協議会)

全社協からのお知らせ

- 全社協・地域福祉推進委員会「第5回正副委員長会議」(令和2年12月8日)
- 全社協・地域福祉推進委員会「令和2年度社会福祉協議会活動全国会議オンデマンド動画配信開始」(令和2年12月10日)
- 全社協・地域福祉推進委員会「令和3年度介護報酬改定に関する要望書について厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長と意見交換」(令和2年12月10日)

新型コロナウイルス関連

- 厚生労働省「緊急小口資金等の特例貸付の受付期間等について」及び「生活困窮者住居確保給付金の支給期間の延長に係る今後の就労支援等について」(令和2年12月8日)
- 厚生労働省「介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等について」(令和2年12月14日)

制度・施策等の動向

- 厚生労働省「令和2年度厚生労働省第3次補正予算案」(令和2年12月15日)
- 厚生労働省「第196回社会保障審議会介護給付費分科会」(令和2年12月9日)
- 厚生労働省「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性について」(令和2年12月11日)

情報提供・ご案内

- 全社協出版部「月刊福祉1月号(特集:どうつくる、包括的支援体制)」
- 厚生労働省「令和2年度厚生労働省委託事業 後見人等への意思決定支援研修」
- 中央共同募金会「「赤い羽根福祉基金」2021年度助成公募開始」(締切:令和3年1月8日)

<配信先>

都道府県・指定都市社会福祉協議会 地域福祉担当部
市区町村社会福祉協議会

<<配信元>>

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉部/全国ボランティア・市民活動振興センター
TEL: 03-3581-4655/4656 E-mail c-info@shakyo.or.jp

全国の社会福祉を支えるエッセンシャルワーカーの皆さまへ

新型コロナウイルス禍や相次ぐ災害のなか、とくに新型コロナウイルスの感染予防対策とともに、日夜、福祉の支援を必要とする方がたへの支援を継続している全国の社会福祉に従事する皆さまに心からの感謝を込めて応援メッセージをお届けします。

全国社会福祉協議会 会長 / 内閣府特命担当大臣 /
厚生労働大臣 / 全国社会福祉法人経営者協議会 会長

地域福祉部研修動画サイト

福祉機器Web
Home Care & Rehabilitation
Equipment 2020

K-ねっと
※全国相談支援体制強化事業「権利擁護支援体制全国ネット」

(↑画像をクリックするとサイトにジャンプします)

未来の豊かな“つながり”アクション

- ◎ 新型コロナウイルス感染症状況下において、各社協で創意工夫のもと展開されている、“つながり”を維持する活動や、新たな“つながり”を創り出す活動を紹介します。
- ◎ また、随時、ホームページに掲載する事例も募集しております。z-chiiki@shakyo.or.jp までご応募ください。

地域活動の事例集を作成し、住民の皆様のヒントに

(東京都・港区社会福祉協議会)

港区社会福祉協議会では、3月から5月までサロンの活動自粛をお願いしてきました。6月からの再開に向けて、ステイホーム中にどのような悩みや困りごとがあったか、サロン活動者を対象に電話やアンケートで聞き取りをしたところ、「参加者の中には再開を望む人と、不安感が強い人で意見が分かれてしまい、どうしたらいいのかわからない」「他のサロンがどのような工夫をしているのか知りたい」といった声が寄せられました。

そこで、活動再開に向けてのガイドラインを発行するとともに、コロナ禍でも工夫をして活動を続けている人たちの事例を集め、「ヒントブック」を作成することにしました。作成に当たり、活動事例のヒアリングを行ったほか、10月に区内の活動者向けにハイブリット形式（オンラインと会場参加の併用）でワークショップを開催し、そこで意見交換したコロナ禍でも活動を続ける意味や、この状況を乗り越えるためのアイデアなども盛り込みました。

さらには、「未来の豊かなつながりアクション」のホームページから事例を引用し、他府県の活動を紹介するページも作り、広く活動のヒントになるような誌面作りを心がけました。掲載許可のため連絡したことをきっかけに、他府県の民生委員さんや社協ともつながりができたことは、コロナ禍の今だからこそ生まれた縁となりました。



港区社会福祉協議会「ヒントブック」

<http://minato-cosw.net/uploads/information/katsudoubook.pdf>

未来の豊かなつながりアクション 新型コロナウイルス下での“つながり”をあきらめない地域福祉・ボランティア活動事例
<https://tunagari-action.jp/case/>

全社協からのお知らせ

全社協・地域福祉推進委員会「第5回正副委員長会議」(令和2年12月8日)

令和2年12月8日、全社協・地域福祉推進委員会「第5回正副委員長会議」(WEB会議)が開催され、①コロナ禍における社協活動の展開、②令和3年度の事業計画の重点事業について検討が行われました。

コロナ禍における社協活動の展開については、コロナ禍における年末年始に向けて、正副委員長の社協及び都道府県内での対応の方向性等を中心に意見交換を行いました。その上で、地域福祉推進委員会として期待される支援や対応等が考えられる等について検討を行いました。

また、令和3年度の事業計画の重点事業を検討するにあたり、コロナの状況を踏まえた事業の進め方について検討を行い、以下のとおり対応方針案を整理しました。

- ① 令和3年度も当面は、会議の開催方法はWEB会議を基本とし、常任委員会、総会等は、「WEB会議+対面併用」形式とする。
- ② セミナー・研修会は、コロナ対応と受講者の利便性等を踏まえ、オンデマンド動画配信、WEB会議を活用する。
- ③ 対面による情報提供ができない分、ホームページやメールニュース、『NewsFile』等のほか、オンライン意見交換会(WEB会議)の活用により、情報発信や情報共有を強化する。

その上で、令和3年度の事業計画の策定に向けて、重点項目として、コロナ禍における地域福祉活動・ボランティアの推進、生活福祉資金特例貸付の借受人等の生活困窮者等への支援の強化、市区町村社協の経営基盤とガバナンスの強化、地域共生社会の実現に向けた地域福祉推進基盤の強化(重層的支援体制整備事業への対応等)、地域における総合的な権利擁護支援体制の構築、災害時福祉支援活動の基盤強化等が挙げられました。



地域福祉推進委員会では、今回の正副委員長会議の検討内容等を踏まえ、今後、常任委員会等で令和3年度の事業計画について検討を行っていくこととしています。

今後の地域福祉推進委員会の主なスケジュール

- (令和2年)
- 12月18日 第4回常任委員会
 - 12月21日 第7回企画小委員会
 - 12月22日 第5回市区町村社協介護サービス経営研究会幹事会
- (令和3年)
- 1月21日 第8回企画小委員会
 - 2月22日 第6回正副委員長会議
 - 2月26日 第9回企画小委員会
 - 3月3日 第5回常任委員会
 - 3月24日 第10回企画小委員会

全社協・地域福祉推進委員会「令和2年度社会福祉協議会活動全国会議オンデマンド動画配信開始」(令和2年12月10日)

令和2年12月10日、「令和2年度社会福祉協議会活動全国会議」のオンデマンド動画配信を開始しました。

各市町村における包括的支援体制の構築にあたって、社協が主導的な役割を果たすことが期待されている「重層的支援体制整備事業」に関する内容を中心とした「行政説明」と、コロナ禍を踏まえた社協の事業・組織基盤の強化について説明する「基調説明」の動画を配信しています。

動画は、令和3年3月末まで配信していますので、各社協における地域共生社会の実現に向けた取り組みを考える上での参考として、ぜひご視聴ください。

また、「地域共生社会の実現に向けた社協事業の展開に関する都道府県・指定都市社協ウェビナー」の動画も引き続き、令和3年3月末まで配信していますので、こちらもあわせてご視聴ください。

令和2年度社会福祉協議会活動全国会議

	時間	主な内容
①	30分	行政説明「地域共生社会の実現に向けた施策動向と社協の事業・活動への期待」 厚生労働省社会・援護局地域福祉課地域福祉専門官 玉置 隼人
②	30分	基調説明「地域共生社会の実現に向けた施策動向とコロナ禍をふまえた社協の事業・組織基盤の強化について」 全社協地域福祉部長 高橋 良太

〔掲載期間〕 令和3年3月末まで

〔動画 URL〕 <https://www.shakyo.or.jp/gyoumu/webseminar/training04/index.html>

〔ID・PASS〕 ID chiiki PASS zenkokukaigi

地域共生社会の実現に向けた社協事業の展開に関する都道府県・指定都市社協ウェビナー

	時間	主な内容
①	5分	挨拶 全社協地域福祉推進委員会企画小委員会委員長 越智 和子
②	30分	特別講義「『全社協福祉ビジョン2020』を踏まえた今後の社協事業の展開」 全社協副会長 古都 賢一
③	40分	行政説明「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の改正内容と社協への期待」 厚生労働省社会・援護局地域福祉課地域福祉専門官 玉置 隼人
④	40分	事業説明①「市区町村社協経営指針の改定等を踏まえた社協事業の展開」 全社協地域福祉部長 高橋 良太
⑤	15分	事業説明②「新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮した地域福祉活動の再開」 全社協地域福祉部長 高橋 良太
⑥	15分	事業説明③「不祥事の発生・再発防止の徹底」 全社協地域福祉部副部長 水谷 詩帆

〔掲載期間〕 令和3年3月末まで

〔動画 URL〕 <https://www.shakyo.or.jp/gyoumu/webseminar/training01/index.html>

〔ID・PASS〕 ID webinar2020 PASS zchiiki4655

全社協・地域福祉推進委員会「令和3年度介護報酬改定に関する要望書について厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長と意見交換」（令和2年12月10日）

令和2年12月10日、全社協・地域福祉推進委員会は、「令和3年度介護報酬改定に関する要望書～コロナ禍における地域包括ケアシステムの深化・推進による地域共生社会の実現～」(令和2年11月30日)の内容について、厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長に説明を行いました。

コロナ禍においても地域での自立した生活を最後まで続けるために、介護サービスを必要とする方に必要なサービスが提供される体制が拡充されるよう強く要望し、特に、社協が実施する介護サービスが、中山間地や過疎地域、豪雪地域等におけるセーフティネット維持の役割を果たしていることをあらためて説明しました。

その上で、中山間地や過疎地域、豪雪地域等におけるセーフティネット維持のための対策、中山間地や過疎地域、豪雪地域等の地域特性に応じた送迎の対応の評価とともに、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の更なる充実と事務手続きの簡素化、事業所の裁量拡大を中心に要望を行いました。

**令和3年度介護報酬改定に関する要望書
～コロナ禍における地域包括ケアシステムの深化・推進による地域共生社会の実現～
〈主なポイント〉**

1. 分野横断的な要望事項

- (1) 基本報酬の引き上げと感染症対策への評価
- (2) 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の更なる充実と事務手続きの簡素化、事業所の裁量拡大
- (3) 報酬体系の簡素化
- (4) 中山間地や過疎地域、豪雪地域等におけるセーフティネット維持のための対策
- (5) 新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いの継続
- (6) ICTの活用と導入支援

2. 各サービスにおける要望事項

- (1) 訪問介護
 - ① 生活機能の維持・向上により資する訪問介護計画の意義と報酬上の評価
 - ② サービス提供責任者のマネジメント等の適切な評価
 - ③ 看取り介護への評価
- (2) 居宅介護支援・介護予防支援
 - ① 在宅での生活限界点を高める居宅介護支援の拡充
 - ② 介護予防支援の報酬単価の引き上げ
- (3) 通所介護
 - ① 地域共生社会を実現するための拠点としての通所介護の役割の評価
 - ② 中山間地や過疎地域、豪雪地域等の地域特性に応じた送迎の対応を評価
 - ③ 機能訓練と生活訓練の実施の適切な評価
- (4) 地域密着型サービス
 - ① 地域密着型在宅サービスの更なる充実

新型コロナウイルス関連

厚生労働省「緊急小口資金等の特例貸付の受付期間等について」及び「生活困窮者住居確保給付金の支給期間の延長に係る今後の就労支援等について」（令和2年12月8日）

令和2年12月8日、厚生労働省は、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和2年12月8日閣議決定）を受けて、事務連絡「緊急小口資金等の特例貸付の受付期間等について」及び「生活困窮者住居確保給付金の支給期間の延長に係る今後の就労支援等について」を発出しました。

個人向け緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付については、令和2年12月末までとしていた申請の受付期間について、令和3年3月末まで延長し、令和3年4月以降、新規に緊急かつ一時的な生活維持のための貸付等を必要とする方については、本則に基づく貸付により対応することとしています。

また、住居確保給付金については、最長9か月間としていた支給期間について、令和2年度中に新規申請して受給を開始した方に限り、最長12か月間に延長できる（※）ことになりました。

（※）10～12か月目の支給にあたっては、現行の要件に加え、以下の要件を追加。

- 資産要件について、世帯の預貯金の合計額が、市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12の3月分を超えないこと（但し50万円を超えない額）
- 求職活動等要件について、ハローワークへの求職申込み等を必須

特に、住居確保給付金の延期受給中で要保護者となるおそれが高い方等については、生活保護制度を紹介し、本人の希望や状況に応じて、福祉事務所における相談を進めることができるよう支援する等、福祉事務所（生活保護担当部局）との連携が求められています。

具体的には、必要に応じて相談支援員が生活保護担当部局に同行する、生活保護担当部局の担当者へ連絡する、本人の同意がとれている場合は申請者の生活の状況など必要な情報を予め提供しておく等の連携が挙げられています。

厚生労働省 緊急小口資金等の特例貸付の受付期間等について
<https://www.mhlw.go.jp/content/000703257.pdf>

厚生労働省 生活困窮者住居確保給付金の支給期間の延長に係る今後の就労支援等について
<https://www.mhlw.go.jp/content/000703259.pdf>

内閣府 国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策（令和2年12月8日）
https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/2020-2/20201208_taisaku.pdf

厚生労働省「介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等について」(令和2年12月14日)

令和2年12月14日、厚生労働省は、老健局高齢者支援課長・認知症施策・地域介護推進課長・老人保健課長の連名課長通知「介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等について」を発出し、令和2年度2次補正予算の事業メニューで作成した「介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）ガイドライン」の周知を図りました。

ガイドラインは、「新型コロナウイルス感染症」版と「自然災害」版が作成されており、「新型コロナウイルス感染症」版は、「入所系」「通所系」「訪問系」それぞれのBCPのひな形が示されています。

介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）ガイドラインについて

※ 全社協地域福祉部整理

- 介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活に欠かせないものであり、感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要。
- 必要なサービスを継続的に提供するためには、また、仮に一時中断した場合であっても早期の業務再開を図るためには、業務継続計画（BCP）の策定が重要であることから、その策定を支援するため、介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等を作成。

介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000704782.pdf>

【ポイント】

- 各施設・事業所において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応や、それらを踏まえて平時から準備・検討しておくべきことを、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
- ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

【主な内容】

- BCPとは
- 新型コロナウイルス感染症 BCPとは（自然災害 BCPとの違い）
- 介護サービス事業者に求められる役割
- BCP作成のポイント
- 新型コロナウイルス感染（疑い）者発生時の対応等（入所系・通所系・訪問系）等

介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000704787.pdf>

【ポイント】

- 各施設・事業所において、自然災害に備え、介護サービスの業務継続のために平時から準備・検討しておくべきことや発生時の対応について、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
- ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

【主な内容】

- BCPとは
- 防災計画と自然災害 BCPの違い
- 介護サービス事業者に求められる役割
- BCP作成のポイント
- 自然災害発生に備えた対応、発生時の対応（各サービス共通事項、通所固有、訪問固有、居宅介護支援固有事項）等

厚生労働省 介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）ガイドラインについて

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

制度・施策等の動向

厚生労働省「令和2年度厚生労働省第3次補正予算案」(令和2年12月15日)

令和2年12月15日、令和2年度第3次補正予算案が閣議決定されました。

令和2年度厚生労働省第三次補正予算案は、総額で4兆7,330億円で、個人向け緊急小口資金の特例貸付等の各種支援の実施に4,300億円が計上され、「新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金」の事業メニューに自立相談支援機関の支援員の加配等による生活困窮者自立支援等の機能強化が計上されています。

全社協政策委員会では、地域福祉推進委員会常任委員会等での検討内容を踏まえ、生活困窮者の激増に対応するために、自立相談支援機関等に専門性のある職員を長期にわたり確保・育成しつつ、相談支援体制等をより拡充するための財政措置を要望し、今回の補正予算案でも一定要望内容が反映されました。

令和2年度 厚生労働省第三次補正予算(案)の概要

※ 全社協地域福祉部整理
2兆1,310億円

第2 ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現

② 生活の安心の確保

○ 個人向け緊急小口資金の特例貸付等の各種支援の実施

4,300億円

- 新型コロナウイルス感染症の影響による休業等から収入が減少し、一時的な資金が必要な方に対し、引き続き緊急の貸付を実施するため、現行令和2年12月末までの申請期限を令和3年3月末まで延長する。
- また、保育士資格、介護福祉士資格の取得を目指す者等に対する修学資金や、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金等の貸付原資の積み増しを行い、人材の確保等を促進する。

○ 生活困窮者自立支援等の機能強化、ひきこもり支援の推進

140億円※の内数

- 自立相談支援機関の支援員の加配等による体制強化とともに、家計改善支援の体制強化、就労準備支援等のICT化、住まい支援の強化等を進めることにより、生活困窮者自立支援の機能強化を図る。
- また、福祉事務所における面接相談から保護の決定、その後の就労支援等による自立支援までの業務体制の強化を図る。
- ひきこもり当事者等によるSNS等を活用したひきこもり支援を充実・促進するとともに、官民協働で社会参加等に向けた支援に取り組む「市町村プラットフォーム」の設置・運営を促進する。

○ 自殺防止対策に係る相談支援の体制強化

140億円※の内数

- 新型コロナウイルス感染症の影響による自殺リスクの高まりが今後も懸念されることから、引き続き、自治体を実施する自殺防止に関する相談支援体制の拡充等への支援を行う。

○ 成年後見制度の利用促進

140億円※の内数等

- 中核機関の相談支援等におけるオンライン活用の推進、山間部等の条件不利地域での体制整備に向けた都道府県・市町村の共同・連携を促進する。

※ 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金

厚生労働省 令和2年度厚生労働省第三次補正予算案の概要

<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/20hosei/03index.html>

財務省 令和2年度補正予算(第3号)

https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2020/hosei1215.html

全社協政策委員会 ウィズコロナ時代における社会福祉制度の継続・推進のために(要望)

<http://zseisaku.net/data/te021029.pdf>

厚生労働省「第 196 回社会保障審議会介護給付費分科会」（令和 2 年 12 月 9 日）

令和 2 年 12 月 9 日、「第 196 回社会保障審議会介護給付費分科会」が開催され、令和 3 年度介護報酬改定に向けて、これまでの検討内容を整理した「令和 3 年度介護報酬改定に関する審議報告（案）」が示されました。

審議報告（案）では、「令和 3 年度介護報酬改定に係る基本的な考え方」として、新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で「感染症や災害への対応力強化」を図るとともに、団塊の世代の全てが 75 歳以上となる 2025 年に向けて、2040 年も見据えながら、「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止の取組の推進」、「介護人材の確保・介護現場の革新」、「制度の安定性・持続可能性の確保」を図ることとしています。

令和 3 年度介護報酬改定に関する審議報告（案）

※ 全社協地域福祉部整理

1. 感染症や災害への対応力強化

- 感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築
- 日頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進

2. 地域包括ケアシステムの推進

- 住み慣れた地域において、利用者の尊厳を保持しつつ、必要なサービスが切れ目なく提供されるよう取組を推進
- 認知症への対応力向上に向けた取組の推進
- 看取りへの対応の充実
- 医療と介護の連携の推進
- 在宅サービス、介護保険施設や高齢者住まいの機能・対応強化
- ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保
- 地域の特性に応じたサービスの確保

3. 自立支援・重度化防止の取組の推進

- 制度の目的に沿って、質の評価やデータ活用を行いながら、科学的に効果が裏付けられた質の高いサービスの提供を推進
- リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の連携・強化
- 介護サービスの質の評価と科学的介護の取組の推進
- 寝たきり防止等、重度化防止の取組の推進

4. 介護人材の確保・介護現場の革新

- 喫緊・重要な課題として、介護人材の確保・介護現場の革新に対応
- 介護職員の処遇改善や職場環境の改善に向けた取組の推進
- テクノロジーの活用や人員基準・運営基準の緩和を通じた業務効率化・業務負担軽減の推進
- 文書負担軽減や手続きの効率化による介護現場の業務負担軽減の推進

5. 制度の安定性・持続可能性の確保

- 必要なサービスは確保しつつ、適正化・重点化を図る
- 評価の適正化・重点化
- 報酬体系の簡素化

また、翌 10 日、介護給付費分科会での審議内容を踏まえ、運営基準等に関するパブリックコメントが開始されました（締切：令和 3 年 1 月 8 日）。

厚生労働省 第 196 回社会保障審議会介護給付費分科会

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15275.html

e-Gov 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（仮称）案に関する意見募集について

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495200335&Mode=0>

厚生労働省「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性について」（令和2年12月11日）

令和2年12月11日、厚生労働省は、障害福祉サービス等報酬改定検討チームでとりまとめた「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性について」を公表しました。

また、障害福祉サービス等報酬改定検討チームでの検討内容を踏まえ、運営基準等に関するパブリックコメントが開始されました（締切：令和3年1月8日）。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性について

※ 全社協地域福祉部整理

- 1 障害者の重度化・高齢化を踏まえた障害者の地域移行・地域生活の支援、質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し等**
 - 障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援のために、地域における生活の場である共同生活援助について、重度化・高齢化に対応するための報酬等の見直しを行うとともに、生活介護等における重度障害者への支援の評価を行う。
 - 障害者が地域で安心して一人暮らしを継続できるよう、自立生活援助の整備促進のための見直しを行うとともに、障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、地域生活を支えるために整備を進めている地域生活支援拠点等の機能の充実を図る。
 - 相談支援を担う人材の養成と地域の体制整備による質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直しを行う。
- 2 効果的な就労支援や障害児者のニーズを踏まえたきめ細やかな対応**
 - 障害者の希望や能力、適性に応じた効果的な就労支援に向けて、就労系サービスについて、前回改定で導入した実績に応じた報酬体系の更なる見直しを行うとともに、支援効果を高める取組の評価や多様な就労支援ニーズへの対応等を行う。
 - 在宅生活の継続や家族のレスパイト等のニーズに応じるため、短期入所において、医療的ケアを要する者などの受入体制の強化を図るとともに、日中活動支援の充実を図る。
 - 施設入所支援、訪問系サービスにおける利用者のニーズへのきめ細やかな対応を評価する。
- 3 医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進**
 - 医療技術の進歩等を背景として、人工呼吸器等の使用、たんの吸引などの医療的ケアが必要な障害児（医療的ケア児）の支援について、前回改定で導入した医療的ケア児に係る判定基準を見直すとともに、障害児通所支援の基本報酬区分に医療的ケア児の区分を設定すること等を通じて、地域において必要な支援を受けることができるサービス提供体制を強化する。
 - 放課後等デイサービスなどの障害児通所支援について、共通的な基本報酬を土台として、ケアニーズの高い障害児の支援や専門職による支援などを評価する報酬体系に見直すとともに、支援の質を向上させるための従業者要件の見直しを行う。
 - 障害児入所施設について、「障害児入所施設の在り方に関する検討会」による提言などを踏まえ、人員配置基準の見直し、小規模グループケアやソーシャルワーカーの配置等を推進する。
- 4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進**
 - 精神障害者等が地域社会の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進する観点から、障害福祉サービス等報酬において、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を評価する。
- 5 感染症や災害への対応力の強化等**
 - 障害福祉サービスは障害のある方々やその家族の生活に必要な不可欠なものであり、感染症や災害が発生した場合であっても、感染対策等を講じながら、利用者に対して必要なサービスが継続的に提供されるよう、これらの発生に備えた日頃からの備えや業務継続に向けた取組を推進する観点から、運営基準について必要な見直しを行う。
 - 今般の新型コロナウイルス感染症への対応に係る障害福祉サービス等の臨時的な取扱いについて、感染症や災害の発生時も含めた支援の継続を見据えて、就労系サービスにおける在宅でのサービス利用や報酬上の加算の算定に必要な定期的な会議の開催等に係るICT等の活用等について、平時においても可能な取扱いとする。
- 6 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス提供を行うための報酬等の見直し**
 - 障害福祉サービス等において利用者数・事業所数が大幅に増加しているサービスも見られるなど、その状況が変化する中で、制度の持続可能性を確保しつつ適切なサービス提供ができるよう、サービス提供を行う施設・事業所の実態等を踏まえた上で、報酬・基準等の見直しを行う。
 - 障害福祉サービス等の現場の人材確保・ICTの活用による業務効率化を図るための報酬・基準等の見直しを行う。

厚生労働省 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15448.html

e-Gov 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令案に関する御意見の募集について

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495200336&Mode=0>

情報提供・ご案内

全社協出版部「月刊福祉 1月号（特集：どうつくる、包括的支援体制）」

『月刊福祉 1月号』は、「どうつくる、包括的支援体制」を特集します。

「包括的支援体制」の構築は、「地域共生社会」の実現をめざすための中心的な施策であります。この構築をすすめるために、国はモデル事業を継続的に行い、令和3年年度からの新たな事業（重層的支援体制整備事業）を創設しました。構築にあたり、福祉関係者に期待される関わり、体制が構築されることでの地域への影響、そして構築していくうえでのポイントを探ります。

『月刊福祉 12月号』の主な内容

▼特集▼どうつくる、包括的支援体制

【てい談】社会福祉のこれからと「地域共生社会」づくりの展望

村木 厚子（津田塾大学 客員教授、若草プロジェクト 代表呼びかけ人）

古都 賢一（全国社会福祉協議会 副会長）

宮本 太郎（中央大学法学部 教授、本誌編集委員長）〔進行兼〕

【座談会】包括的支援の構築につながる「相談支援」とは

中 恵美（金沢市地域包括支援センターとびうめ センター長）

菊本 圭一（日本相談支援専門員協会 代表理事、鶴ヶ島市社会福祉協議会 事務局次長）

大戸 優子（いちほら生活相談サポートセンター センター長）

川島 ゆり子（日本福祉大学社会福祉学部 教授）〔進行兼〕

【レポートⅠ】包括的支援体制の構築に向けた行政の取り組み－庁内の連携体制づくりから地域づくりに向けて
吉川 里香（芦屋市福祉部 主幹・地域共生推進担当課長）

【レポートⅡ】山形市がすすめた包括的支援体制づくり

江部 直美（山形市社会福祉協議会 地域福祉課 課長）

【レポートⅢ】地域の「主体」をつなぎ、地域の可能性と「共感」を広げる－みま～も型プラットフォームはいかに生まれたか
澤登 久雄（社会医療法人財団仁医会 牧田総合病院 地域ささえあいセンター センター長、みま～も 発起人）

▼視点▼これからの社会福祉の展望Ⅰ

社会福祉法人の事業展開の議論の背景と今後の課題

－社会福祉連携推進法人・合併事業譲渡の会計・事業展開ガイドラインについて

千葉 正展（独立行政法人福祉医療機構経営サポートセンター シニアリサーチャー）

▼人と人をつなぐ実践Ⅱ▼

コロナ禍の今、できることを地域に届けたい －「Share Smile かわさき」の取組

川崎市社会福祉協議会

▼災害から学ぶ 災害に備える▼

第8回被災者の生活支援・相談活動

椿原 恵（岡山県社会福祉協議会 統括生活支援員）

西日本豪雨災害を振り返る－「住まいの再建」ではなく「生活の再建」を目指して

佐賀 雅宏（倉敷市社会福祉協議会 倉敷市真備支え合いセンター長）



価格：1,068円（本体：971円）

全社協出版部 月刊福祉 1月号（令和3年1月）

https://www.fukushinohon.gr.jp/_surl/246

厚生労働省「令和2年度厚生労働省委託事業 後見人等への意思決定支援研修」

平成29年3月に閣議決定された成年後見利用促進基本計画では、本人の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した成年後見制度の運用を行うため、本人の状況に応じて、本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制を構築することが示されています。チームによる意思決定支援の下での本人のための財産管理・身上保護の取組を全国的に進めるため、以下のとおり研修会を開催いたします。

令和2年度厚生労働省委託事業 後見人等への意思決定支援研修

【研修プログラムの定員】

科目	内容	形式・時間
支援付き意思決定と代行決定	● 意思決定支援の実践が求められてきた背景、意思決定支援の基本的な考え方や原則、やむを得ずに代行決定に移る場合の注意事項や原則について学び、自身の今までの実践を振り返っていただきます。	講義・演習 (2時間程度)
後見事務における意思決定支援	● 後見事務における意思決定支援について、法的根拠や各意思決定支援ガイドラインとの関わりについて理解する内容となっています。	講義 (1時間程度)
ガイドラインにおけるプロセスの実際	● 本人を交えたミーティングまでの具体的プロセスについて、映像教材を用いた演習をとおして学んでいただきます。	講義・演習 (2時間程度)

【対象・定員】

会場参加：各 40 名程度 オンライン参加：各 200 名程度

- 参加費は無料です。
- 演習（グループワーク）があるため、オンラインにも参加人数の上限があります。
- 申込多数の場合には、抽選等による参加者の調整を行う場合があります。申込〆切後に受講可否のご案内をメールにてお送りします。
- 抽選の場合は、対象エリアに該当される方が優先となります。
- 後見人等を受任している方（専門職後見人・市民後見人・親族後見人・法人後見実施団体職員）や中核機関職員などを主な受講対象としています。

【開催予定と申込〆切】

令和3年1月21日(木)	愛知県	名古屋市	(申込〆切：令和3年1月5日)
令和3年1月27日(水)	福岡県	福岡市	(申込〆切：令和3年1月5日)
令和3年1月29日(金)	兵庫県	神戸市	(申込〆切：令和3年1月5日)
令和3年2月4日(木)	埼玉県	さいたま市	(申込〆切：令和3年1月8日)
令和3年2月5日(金)	宮城県	仙台市	(申込〆切：令和3年1月8日)
令和3年2月9日(火)	岡山県	岡山市	(申込〆切：令和3年1月8日)
令和3年2月10日(水)	香川県	高松市	(申込〆切：令和3年1月8日)
令和3年2月18日(木)	沖縄県	那覇市	(申込〆切：令和3年1月15日)
令和3年2月22日(月)	千葉県	千葉市	(申込〆切：令和3年1月22日)
令和3年2月25日(木)	宮崎県	宮崎市	(申込〆切：令和3年1月22日)
令和3年3月3日(水)	大阪府	大阪市	(申込〆切：令和3年1月29日)
令和3年3月5日(金)	広島県	広島市	(申込〆切：令和3年1月29日)
令和3年3月9日(火)	富山県	富山市	(申込〆切：令和3年1月29日)
令和3年3月12日(金)	北海道	札幌市	(申込〆切：令和3年1月29日)

【受講方法】

会場での受講、もしくはオンライン（ZOOM）での受講を選択
〔集合研修なし〕愛知県・兵庫県・埼玉県・沖縄県・大阪府・北海道

【問合せ先】

後見人等への意思決定支援研修 運営事務局
TEL：050-3646-4147（平日 10時～17時）
E-mail：support@ishiketteishienkensyu2020.jp

厚生労働省 令和2年度厚生労働省委託事業 後見人等への意思決定支援研修
<https://www.ishiketteishienkensyu2020.jp/>

中央共同募金会「赤い羽根福祉基金」2021年度助成公募開始（締切：令和3年1月8日）

中央共同募金会が実施する「赤い羽根福祉基金」では、公的制度やサービスでは対応できない福祉課題の解決に向けて、先駆的、モデル的で、今後全国または広域的な広がりが期待できる事業・活動に助成を行っています。

このたび本基金では、下記のとおり、2021年度助成事業を募集します。

なお、参考までに、次頁にこれまで「赤い羽根福祉基金」の助成を受けた社協の取組概要を紹介いたします。

「赤い羽根福祉基金」2021年度助成公募

【助成金額】

年間助成上限額 1,000万円

【助成対象期間】

最大3年間

【助成内容】

生活上の困難に直面する人々、権利を侵害されている人々、何らかの生きづらさを抱えている人々を支援することを目的とする次の事業や活動が対象です。

- ① 直接的な支援事業・活動
- ② 支援事業・活動の基盤づくり、ネットワークづくり
- ③ 支援事業・活動を充実・発展させるための調査・研究事業

上記①～③の事業・活動について、以下5点の要素を満たす事業・活動を対象としています。

- 公的制度やサービスでは対応できない福祉課題の解決を目的とするもの
- 先駆的で全国的なモデルとなるもので、全国または広域的な広がりが期待できるもの
- 社会や当事者のニーズに立ち、社会的に認知や理解が進んでいないテーマを対象としたもの
- 従来にはない発想や視点、手法を用い、新たな社会資源を創り出すもの
- 様々な団体・機関等と連携・協働して行うもの

【説明会】

2021年度助成事業の募集にあたり、公募説明会をオンラインで開催します。

- 第1回 令和2年12月17日（木）11時～12時
〔応募フォーム〕 <https://tayori.com/form/c51276a675d1c49a5fd4ba216921eb73dcd06875>
- 第2回 令和3年1月8日（金）13時～14時
〔応募フォーム〕 <https://tayori.com/form/3a3173dc2fc1c36705204cf9f3fc284aaba839ee>

※いずれも同じ内容で実施。

【応募締切】

令和3年1月18日（月）必着（web応募フォームから）

【応募方法】

web応募フォームのみで応募を受付けます。他の方法では応募できませんのでご注意ください。web応募フォームは以下のURLのサイト内にあります。

〔URL〕 <https://www.akaihane.or.jp/news/kikin/15942/>

【助成審査】

- 助成の可否は、「赤い羽根福祉基金審査委員会」による審査のうえ決定します。
- 結果は、中央共同募金会ホームページにて令和3年3月（予定）に公表し、郵送にてお知らせします。

【問合せ先】

社会福祉法人中央共同募金会基金事業部（赤い羽根福祉基金担当）
TEL:03-3581-3846 E-mail: kikin-oubo@c.akaihane.or.jp

中央共同募金会「赤い羽根福祉基金」2021年度助成事業の公募について
<https://www.akaihane.or.jp/news/kikin/15942/>

【参考】過去に「赤い羽根福祉基金」の助成を受けた社協のプロジェクト名称と活動概要

※ 第1回～第4回赤い羽根福祉基金助成先団体活動概要より全社協地域福祉部整理

	団体名	プロジェクト名称	活動概要
第1回	東京都 文京区社会福祉協議会	住民主体のプロジェクトチームにより地域課題解決を行う仕組みづくりとしてのプラットフォーム構築事業	● 地域福祉コーディネーターが把握した地域課題を迅速に解決していくために、地域の組織・団体・人材のネットワークをプラットフォーム化していく活動
	三重県 伊賀市社会福祉協議会	伊賀栗のブランド化による若年無業者・生活困窮者・障がい者等の中間的就労支援事業	● 栗菓子の製造・販売を通じての地域コミュニティビジネスの構築を、就労を希望する若年無業者、障がい者、生活困窮者等を取り込みつつ、自立への道を進んでいけるような地域の環境づくりを行いながらすすめる「いがぐりプロジェクト」の活動
	滋賀県 高島市社会福祉協議会	地域生活支援のための住民と協働した多職種連携と地域協同ケア拠点形成事業	● 分野横断によるアウトリーチ型の総合相談支援と生活支援機能を有するキャラバン隊の結成および、集落と旧村町域を結ぶ「小学校区域」における地域共同ケア拠点の形成をはかる活動
	福岡県 福岡市社会福祉協議会 (一般社団法人 古家空家調査連絡会共同事業体)	地域の「空き家」をワンストップで福祉拠点として活用できるものにするための仕組みづくり(社会貢献型空家バンクの設立)事業	● 市社会福祉協議会の地域密着型ネットワークを用い、地域福祉の担い手から既存のルートに乗らない空家情報を入手、その空家をサロンやカフェ、子ども食堂等、社会貢献事業の実施を希望する福祉団体向けに活用する活動
第2回	大阪府 豊中市社会福祉協議会	都市型農園を通じた高齢者の社会参加実践の構築と評価指標の作成について	● 都市型農園を通じてシニア世代の社会参加と地域活動の担い手づくりを行うとともに、その効果を検証していくことで、高齢化社会の健康寿命(特に定年後の男性)の延長と地域課題の担い手づくりのビジネスモデルを構築する活動
	京都府 長岡京市社会福祉協議会	防災を切り口とした災害時もつよい地域づくり推進事業	● 若い世代、障がい者、子育てママや福祉サービス担い手など様々な層と共に防災を切り口とした取り組みを行い、防災力を高めることはもとより、地域福祉力を高める担い手とサポーター創出をする。住民が主体的に生活課題や地域課題を解決する力を高め、災害時にもつよいまちづくりの推進を図る活動
第3回	新潟県 新発田市社会福祉協議会	孤立化による空き家の増加を予防する多世代参加型プログラムの開発-新たな社会貢献事業の開発に向けた協議・協働の実践と仕組みづくり	● 社会的孤立から空き家に至るプロセスを連続的に捉え、つながりの再構築から終末期であってもその人の尊厳が守られた暮らしの実現を図ることを目標とし、「新発田版リビングウィル」を開発し普及する。また、これまで培った資産の活用したつながりづくりとコミュニティ就労の機会の開発という2つの実践プログラムを開発し、地域を基盤とした協議体の組織化を進める活動
第4回	岩手県 釜石市社会福祉協議会	林業を通じた持続可能な生きがい就労創生事業	● 「かまいし版地域共生プログラム」として市内の森林資源に着目し、林業と福祉が連携する新たな試みで、被災地が抱える高齢者福祉の課題解決や持続可能な地域づくりをめざす活動